

奈良県告示第二百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、令和七年八月二十二日五條吉野土地改良区営土地改良事業（維持管理事業）の計画変更について認可した。

令和七年八月二十九日

奈良県知事 山下 真